



保医発0122第1号
平成22年1月22日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成22年1月22日厚生労働省告示第24号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（注射薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9,998	5,090	3,464	50	18,602

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

ラピアクタ点滴用バイアル150mg、ラピアクタ点滴用バッグ300mg

本剤の使用上の注意に、低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児への使用に当たっては、本剤の必要性を検討し、患者の状態を観察しながら慎重に投与することとされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	ラピアクタ点滴用バイアル150mg	ペラミビル水和物	150mg15mL 1 瓶	3,117
2	ラピアクタ点滴用バッグ300mg	ペラミビル水和物	300mg60mL 1 袋	5,792